

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 3 年 1 月 19 日付け 2 障福第 901 号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（存否応答拒否）（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、2020（令和 2）年 12 月 21 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対し開示請求を行ったが、本件処分に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）は以下のとおりである。

A 市にある社会福祉法人（B）に対する県の調査資料と指導文書等、県が 年 月、 年 月、 年 月、 年 月の法人に対する立ち入り調査資料全文。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和 3 年 1 月 19 日付けで、条例第 10 条に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求（令和 3 年 2 月 15 日付けで補正。以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由及び反論書等における実施機関への反論等

審査請求人が審査請求書、反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 10 条の該当性について

以下の 5 点により、行政（長崎県）が、障害者暴行や嫌がらせの訴えを、どのように調査し、被害に遭われた利用者問題について、県は解決に向けてどのように取り組んでいるのかの事実確認をするため、並びに、障害福祉課が、調査し報告書をどのように明記しているのかの開示により問題の事実確認ができるため、強く開示を求める。

この調査 4 回は、この法人で起こった職員から利用者への不適切問題や暴行・暴言を受けた事案である。

県が、障害者総合支援法、障害者虐待防止法等により長崎県の権限で、県に通報があった問題に対し、被害利用者や関係者等への聴き取り調査を実施した。

調査した障害福祉課は、聴き取り時の被害利用者や関係者の証言や聴き取り後、問題の有無等を調査報告書に明記しているはずである。「誰に」「どのように」聴き取りをし、どのように利用者へ解決したのかを、行政は必ず資料として持っているはずである。県が責任を持って聴き取り調査した、この 4 回分の関係書類・調査資料全文の開示を求める。

その資料等の開示により、問題の通報から、被害利用者にどのような改善・解決がなされたのかが明確になる。

被害利用者や暴行の目撃者（利用者）が、障害福祉課に、この 4 回の聴き取り調査に対し、すべて暴行・暴言があったことを証言している。

被害利用者は、 年 1 月、度重なる職員からの嫌がらせなどを、障害福祉課に直接電話相談もしたが、解決に至らず、翌 2 月に職員からの暴行に遭ってしまった。この暴行事案は、 年 月 日付けで 区検に書類送検された。

被害利用者は、度重なる職員からの嫌がらせや暴行・暴言等を、県の聴き取り時に「その都度、証言した」と言っているが、解決されないことにより、被害利用者は審査請求人に対し、「県に話しても、何もしてくれない」との趣旨の発言をしている。

審査請求人は、被害利用者のこの発言を受け、県が通報から被害に遭われた利用者への改善・解決をしているのか疑問に思い、障害福祉課に真実を伺いたく、 年 1 月 5 日に障害福祉課長に質問状を提出した。1 月 30 日と 2 月 20 日、回答がきたが、具体的な回答ではなかった。

不開示決定は、憲法第 21 条「知る権利」の侵害ではないのか。

(2) 実施機関の主張に対する見解について

ア 後記第4の1の(1)の本文及び について

実施機関の弁明は、調査の事実判明することへの情報隠しにすぎず認められない。立ち入り調査、通報に対して、行政は必ず文書を保管している。

文書を開示することにより、行政がどのように被害利用者に寄り添った調査をしたか、本当に障害者虐待防止法等を踏まえ調査が適切に行われたかが明確になるため、不開示決定（存否応答拒否）は認められるべきではない。長崎県の障害者・子供・高齢者が安心・安全に生活できるため、情報開示は不可欠である。

存否応答拒否処分は、行政の文書を開示したくない言い訳にすぎない。

年9月、厚生労働省に公表について電話確認すると、改善指導・文書指導・改善命令だろうが、福祉施設での不適切対応も含めて「公表しなくていいとは、言ったことはない」との回答をもらっている。公表に関して、県が決めたにすぎない。

社会福祉法人で不適切な事案がある場合、公費・補助金等が投入されている以上、調査・指導については、県民に対し、透明性が必要である。よって、公表により、法人にとって不利益情報になるとは言えない。

透明性・適切な運営、利用者第一の精神で運営されるべき社会福祉法人について、問題があるから行政が調査する事案に対し、問題を公表することは法人の不利益情報にはならない。

イ 後記第4の1の(1)の 、 及び について

行政の文書を開示したくない言い訳にすぎない。

ウ 後記第4の1の(1)の について

国会でも、政治家に不都合な情報を隠したり、県でも県に不都合な情報を隠す体質を改善するために憲法第21条「知る権利」がある。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

(1) 条例第10条及び条例第7条第3号の該当性について

請求の趣旨は、特定の法人への立ち入り調査、指導（以下「調査等」という。）に関するものであるが、その存否を答えるだけで、当該法人への県が調査等を行うべき事情があったか否かという事実の有無が明らかとなり、条例第7条第3号の法人に関する情報を開示することとなるため、条例第10条に該当する。

公文書の存否を明らかにすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性が客観的に認められるとまでは言えず、不開示決定（存否応答拒否）と

した本件処分は妥当である。

(前記第3の2の(1)に対応。以下同じ。)

障害者暴行や嫌がらせ等のいわゆる障害者虐待(疑いも含む)に関する情報を得た場合は、県は障害者虐待防止法等を踏まえた対応を行っている。

対応した事案については、「措置命令」「指定取消」「指定の全部(一部)効力停止」などの行政処分にあたる場合は公表しているが、そのレベルに至らない場合は公表していない。

調査等を行っていないのであれば、公文書不存在と回答することは法人の不利益とはならず、存否応答拒否処分自体が公文書が存在するということではないかという意見があるかもしれない。しかし、仮に同時に複数の法人への指導に関する開示請求があり、存否応答拒否処分をしないとすると、公文書不存在か不開示(部分開示)のいずれかの処分を行うこととなる。そうした場合、不開示(部分開示)は公文書が存在することが前提の処分であり、すなわち県が指導を実施したことを明らかにすることとなる。

情報に基づき調査等を行った結果、指導等が必要な事情が認められない場合もあるが、一般的には、県が調査等を実施したことをもって、当該法人に問題とすべき何らかの事情があったのだらうと受け止められ、当該法人の利益を害するおそれがあるため、調査等を行ったという情報は、法人にとっては不利益情報となると言える。

県が不利益情報を積極的に公表する姿勢であると、法人との信頼関係を築くことが困難となり、県の障害福祉施策への影響が生じることも懸念される。

審査請求人が保持している情報を述べているものであり、県としての意見を述べるところがない。

年1月30日と2月20日の県からの回答に対する審査請求人の意見であり、県として意見を述べるところがない。

憲法第21条「知る権利」は、無制限に認められるものではなく、公共の福祉による制約が伴うものとされており、上述の理由から権利の侵害にはあたらない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めるこ

とにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

(1) 条例第 10 条について

条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条各号に規定する不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

(2) 条例第 7 条第 3 号について

本号本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものを不開示とすることを定めている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、条例第 10 条の規定に基づき、本件処分を行っている。そこで、当審査会では、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるかどうかについて検討を行った。

本件開示請求は、「A 市にある社会福祉法人（B）に対する県の調査資料と指導文書等、県が 年 月、 年 月、 年 月、 年 月の法人に対する立ち入り調査資料全文」の開示を求めるもので、法人を特定した上で行われたものである。本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることは、当該法人が調査等を受けたという事実の有無を明らかにすることと同様の結果が生じるものと認められる。

県の調査等を受けたという情報については、一般的には、当該法人に問題とす

べき何らかの事情があったと受け止められるという実施機関の主張は首肯でき、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるのが相当である。また、条例第7条第3号ただし書には該当しない。よって、当該情報は、同号の不開示情報に該当する。

したがって、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることは、同号の不開示情報を開示することとなるため、実施機関が条例第10条の規定により本件処分を行ったことは妥当である。

なお、審査請求人は、同人が当該法人の利用者から情報を入手している旨の主張を行っているとは推察されるところ、公文書開示請求制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者が何人であるかによって、または開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示、不開示の判断が変わるものではないのであるから、仮に審査請求人において、当該法人に係る何らかの情報を把握していたとしても、上記の判断が覆るものではない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書等において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

実施機関は、本件審査請求への対応に当たり、審査請求人への諮問通知書の送付を遅延したとのことである。諮問した旨の通知については、条例第20条に規定があり、運用上は直ちに通知することとされている。

実施機関においては、条例の趣旨を十分理解のうえ、今後適切な運用が図られるよう当審査会として要望する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和3年9月28日	・実施機関から諮問書を受理
令和3年10月29日	・審査会（審査）
令和3年11月26日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和3年12月21日	・審査会（審査）
令和3年12月23日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
朝長 真生子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長